

奈良県告示第二百十四号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	桜井市大字桜井一五
住所	桜井市大字桜井一五
氏名	辻本 武弘
廃止年月日	平成二十七年十月十五日